

医療法人鉄友会 宇野病院施設概況

施設認定

■日本整形外科学会認定施設
■日本リハビリテーション医学会認定施設

■人間ドック・健診施設機能評価認定施設
■政府管掌保険生活習慣病予防健診認定施設
■健康保険組合連合会人間ドック認定施設

指定医療

当院は下記の保険、制度等の指定を受けた医療機関です

▼健康保険
▼長寿医療制度
▼母子保健

▼介護保険
▼身体障害者福祉法
▼児童福祉法

▼自立支援法
▼特定医療（指定難病）

▼国民健康保険
▼生活保護法
▼戦傷病者特別援護法

▼労災指定
▼精神保健
▼原子爆弾被爆者援護法

施設基準

当院は、東海北陸厚生局長に下記の届出を行っています。

当院は、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の十分な体制が整えられている施設です。

●入院基本料

■一般病棟入院基本料

当院の第1病棟は下表の施設基準で運営しております

対象病棟	項目	基準
第1病棟 (60床)	看護配置	入院患者様10人に対して看護職員を1人以上配置
	看護師比率	看護職員の70%以上は看護師で占める
重症度	医療看護必要度	Ⅱ：15% 以上

■療養病棟入院料

当院の第3病棟は下表の施設基準で運営しております

対象病棟	項目	基準
第3病棟 (35床)	看護配置	入院患者様20人に対して看護職員1人以上配置
	夜勤においては1人以上配置	
	看護師比率	看護職員の20%以上は看護師で占める
	看護補助配置	入院患者様20人に対して看護補助職員1人以上配置

1名以上の専任の診療記録管理者が配置されており、退院時要約が全患者に作成されています。

医師の事務作業を補助する専任者が配置されています。（25対1）

急性期看護における適切な看護補助の院内研修を受けた看護補助が配置されています。（25対1）

医療安全対策に係る研修を受けた専任の看護師が医療安全管理者として配置されています。
複数の医療機関と連携し、互いに医療安全対策に関する評価を行っています。

院内感染防止対策を行った上で、さらに院内に感染防御チームを設置し、院内感染状況の把握、
抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行っています。
感染対策向上加算1の届け出を行っている保険医療機関に対し、感染症の発生状況、抗菌薬の
使用状況等について報告を行っています。
J-SIPHE（感染対策連携共通プラットフォーム）に参加しています。

患者相談窓口を設置し、支援の充実に取り組んでいます。

薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性、等の情報を収集し薬事委員会の後発医薬品の
採用を決定する体制が整備されています。後発医薬品の規格単位数量の割合が、90%以上を占めて
います。

薬剤師が病棟において薬剤関連業務を実施しています。

診療内容に関するデータを継続的かつ適切に厚生労働省に提出しています。

入退院支援部門が設置されており専従の社会福祉士と専任の看護師を配置しています。

認知症治療の研修を受けた常勤医師と、全ての病棟に認知症患者に係わる適切な研修を受けた看護師を3名以上
配置しています。

せん妄のリスク確認及びせん妄対策を行うにつき必要な体制が整備されています。

長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有しています。

療養生活上の世話を行なう十分な看護補助者が配置されています

専任の管理栄養士を1名配置。内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施しています。

当院の回復期リハビリ病棟は下表の施設基準で運営しております

対象病棟	項目	基準
新リハビリ病棟 (55床)	看護配置	入院患者様13人に対して看護職員1人以上配置
	夜勤においては2人以上配置	
	看護師比率	看護職員の70%以上は看護師で占める
	看護補助配置	入院患者様30人に対して看護補助職員を1人以上配置
新2リハビリ病棟 (30床)	在宅支援	退院に向けた調整を行なう専従の社会福祉士1名配置
	看護配置	入院患者様13人に対して看護職員1人以上配置
	夜勤においては2人以上配置	
	看護師比率	看護職員の70%以上は看護師で占める
3F(22床)	看護補助配置	入院患者様30人に対して看護補助職員を1人以上配置
	在宅支援	退院に向けた調整を行なう専従の社会福祉士1名配置

1人1日6単位以上の集中的なリハビリを提供しています。

当院の1病棟のうち対象病室は下表の施設基準で運営しております

対象病棟	項目	基準
第1病棟 3F(22床)	看護配置	入院患者様13人に対して看護職員1人以上配置
	夜勤においては2人以上配置	
	看護師比率	看護職員の70%以上は看護師で占める

専従の理学療法士を配置しています。専任の在宅復帰支援担当者を配置しています。

在宅等からの入棟割合が20%以上で3月9人以上が緊急入院です。

在宅等への退院患者割合は7割2分5厘以上です。

■リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算

リハビリテーション・栄養管理・口腔管理に係る計画を作成し多職種で連携します。

■協力対象施設入所者入院加算

連携している老健施設や特別養護老人ホーム等の緊急の求めに応じいつでも受入れる体制を整備しています。

●特掲診療料

■情報通信機器を用いた診療

オンライン診療の適正な実施に関する研修を受けた医師を配置しています。

■医療DX推進体制整備加算

質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行なっています。

■糖尿病合併症管理料

糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤看護師を配置しています。

■がん性疼痛緩和指導管理料

緩和ケアの経験を有する医師を配置しています。

■糖尿病透析予防指導管理料

糖尿病に関する指導について十分な経験を有する専任の医師及び看護師並びに管理栄養士を配置しています。

■院内トリアージ実施料

夜間、休日又は深夜に受診された初診の患者様に対し、院内トリアージ基準に基づいて診療の優先順位付けを行っています。

■夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算

「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院です。

■がん治療連携指導料

がん拠点病院との連携をおこなっております。胃・肝・大腸・乳癌

■肝炎インターフェロン治療計画料

肝疾患に関する専門的な知識を持つ医師による診断と治療方針の決定を行っています。

■薬剤管理指導料

常勤の薬剤師が2人以上配置され、医薬品情報管理室の薬剤師（常勤1人以上配置）が有効性、安全性等の
薬学的情報の管理及び医師等への情報提供を行う等の体制が整備されています。

■二次性骨折予防継続管理料

骨粗鬆症の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

■ニコチン依存管理料

禁煙治療の経験を有する医師が1名、専任の看護師が1名以上配置しています。

■外来化学療法加算1
■外来腫瘍化学療法診療料1

外来化学療法を実施するための専用のベットを有する治療室を保有しており、専任看護師、専任薬剤師を配置しています。
緩和ケア研修を修了した専任の医師を配置しています。

■地域連携診療計画加算

連携保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて提供しています。

■無菌製剤処理料

無菌製剤処理を行うため専用の部屋を有しており、クリーンベンチと安全キャビネットを備えています。

■ペースメーカー移植術 及び ペースメーカー交換術

循環器科の経験を5年以上有する医師が1名以上配置されています。

■医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術

適合している施設です。

■輸血管理料Ⅱ
輸血適正使用加算

輸血部門において、専任の常勤医師、専任の常勤臨床検査技師が1名以上
配置されており、輸血用血液検査が常時実施できる体制が整備されています。
輸血製剤を適正に使用しています。
常勤の麻酔科医を配置しており麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されています。

■麻酔管理料（Ⅰ）

適合している施設です。

■胃瘻造設時嚥下機能評価加算

適合している施設です。

■検体検査管理加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

院内検査を行っており、臨床検査を担当する常勤医師が配置されています。

■CT撮影及びMRI撮影

安全管理責任者を配置しています。

■脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

専任の常勤医師が2名以上、専従の常勤理学療法士が5名以上、専従の常勤作業療法士が3名以上、専従の
常勤言語聴覚士が1名以上勤務しており、専用の機能訓練室を有しています。
通所リハビリテーションの実績に関する施設基準を届出しています。

■運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

専任の常勤医師が1名以上勤務、専従の常勤理学療法士が2名以上、専従の常勤作業
療法士が2名以上勤務しており、専用の機能訓練室を有しています。
通所リハビリテーションの実績に関する施設基準を届出しています。

■呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

専任の常勤医師1名以上、専従の常勤理学療法士1名以上、専従の常勤作業療法士2名以上
専用の機能訓練室を有しています。

■外来ベースアップ評価料
■入院ベースアップ評価料

医療従事者の賃上げを行ない人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組。
対象職員の賃金の改善を実施するにつき必要な体制が整備されています。

■看護職員処遇改善評価料

地域で新型コロナウイルス感染症に係る医療など一定の役割を担う保険医療機関において、勤務する
保健師、看護師及び准看護師の賃金を改善するための措置を実施することを評価したものです。

■入院時食事療養（Ⅰ）／入院時生活療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。
（朝8時 昼12時 夜18時）
予め定められた日に、複数のメニューから選択できる「選択メニュー」を実施しています。